



# 島根県報

平成29年3月31日（金）

号外第47号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

内水面における遊漁規則の変更の認可	（水 産 課）	2
こいの持出しの禁止に係る水系の範囲	（ 〃 ）	3

**【公 告】**

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	（水 産 課）	3
----------------------------	---------	---

**【漁調委指示】**

船舶を錨止めして行う釣りの禁止		5
-----------------	--	---

**【内水面漁管委告示】**

平成29年度水産動植物の目標増殖量		6
-------------------	--	---

**【内水面漁管委指示】**

こいの持出しの禁止		7
あゆの採捕の禁止		7

**告 示****島根県告示第167号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成29年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 漁業権者の名称及び住所

江川漁業協同組合 島根県邑智郡川本町大字因原567-1

## 2 漁業権の免許番号

内共第5号

## 3 変更の内容

禁漁期間の設定

(変更前)

第1条～第3条 (略)

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア. 魚種	イ. 期間
(略)	(略)

2. (略)

3. 第1項にかかわらず、もくずがにを対象とする遊漁については産卵保護のため、江の川本流江津市松川町太田地区から下流を10月20日より禁漁とする。

4. 第1項の公示は組合前掲示板及び山陰中央新報に掲載するものとする。

第5条～第11条 (略)

(変更後)

第1条～第3条 (略)

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア. 魚種	イ. 期間
(略)	(略)

2. (略)

3. 第1項にかかわらず、あゆ資源の増殖のため、邑智郡美郷町都賀行大橋中心線から上流200m、下流50mの区間をあゆ漁に限り10月20日から11月15日まで禁漁とする。ただし、浜原ダム堰堤より下流域への移植放流、種苗生産のための採卵又は試験研究を目的として組合から許可を受けた場合はこの限りではない。

4. 第1項にかかわらず、もくずがにを対象とする遊漁については産卵保護のため、江の川本流江津市松川町太田地区から下流を10月20日より禁漁とする。

5. 第1項の公示は組合前掲示板及び山陰中央新報に掲載するものとする。

第5条～第11条 (略)

## 4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成29年 3 月31日

## 島根県告示第168号

平成29年島根県内水面漁場管理委員会指示第29-1号に基づき、こいの持出しを禁止する水系の範囲を次のとおり定める。

こいの持出しの禁止に係る水系の範囲（平成28年島根県告示第248号）は、廃止する。

平成29年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 斐伊川水系河川の本流及び支流（布部ダム、山佐ダム、千本ダム及び来島ダムから上流を除く。）
- 2 十間川水系河川の本流、支流及び神西湖
- 3 堀川水系河川の本流及び支流
- 4 高津川水系河川の本流及び支流
- 5 江の川水系河川の本流及び支流（八戸ダムから上流を除く。）

## 公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成29年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、海面漁業生産量で117,021トン（平成26年）、生産額で210億6,300万円（平成26年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,032人（平成25年）となっている。

また、主要漁業生産基地及び周辺地域における水産加工業も盛んであり、沿海地域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は安全で安心な食料の供給、本県の総合的な発展及び定住の推進のために極めて重要な産業であり、今後とも持続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- (2) 本県沖合域には、対馬暖流の主軸をなす第二分枝流が、沿岸域には第一分枝流が流れ、また、海底地形は県西部海域では大陸棚が大きく広がり、県東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、島根沖や山陰・若狭沖などの冷水域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であるまいわし及びまあじ資源は近年若干の資源の回復傾向がみられるものの、かれい類等の漁業経営上重要な資源については低水準又は減少傾向にあるものが多く、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等により適切な保存管理措置の実施が必要となってきている。

- (3) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

- (4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

- (5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源

の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては、他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

## 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の平成28年の知事管理量は、下表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあい	平成28年1月から同年12月まで	43,000
2	まいわし	平成28年1月から同年12月まで	94,000
3	まさば及びごまさば	平成28年7月から平成29年6月まで	26,000
4	するめいか	平成28年4月から平成29年3月まで	若干
5	ずわいがに	平成28年7月から平成29年6月まで	若干

- (2) 第一種特定海洋生物資源の平成29年の知事管理量は、下表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあい	平成29年1月から同年12月まで	37,000
2	まいわし	平成29年1月から同年12月まで	66,000
3	まさば及びごまさば	平成29年7月から平成30年6月まで	
4	するめいか	平成29年4月から平成30年3月まで	若干
5	ずわいがに	平成29年7月から平成30年6月まで	

注 まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

## 3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成28年の採捕の種類別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあい	中型まき網漁業	41,000
2	まいわし	中型まき網漁業	93,000
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	25,000

- (2) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成29年の採捕の種類別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	35,000
2	まいわし	中型まき網漁業	65,000
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	

注 まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

#### 4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。

(2) 第一種特定海洋生物資源の種類ごとに以下のとおり実施する。

##### 【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。

また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

##### 【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

##### 【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

#### 5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組を強化する。

(2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。

(3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進める。

## 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

### 島根海区漁業調整委員会指示第29-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、船舶を錨止めして行う釣りについて、次のとおり指示する。

平成29年 3月31日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

## 1 制限の内容

島根県出雲市大社町トモ島の最高頂点を中心として半径1,500メートルの線によって囲まれる海域（出雲市大社町日御碕神社浜の鳥居南端、同町小亀島最高頂点及び神戸川河口中央の各点を順次に直線で結んだ線とトモ島最高頂点を中心として半径1,500メートルの線とによって囲まれる小亀島東側の扇型海域を除く。）において漁業者及び遊漁者は船舶（ゴムボート及び手こぎボートを含む。）を錨止めして釣りを行ってはならない。ただし、毎年6月15日から10月31日までの期間内について、島根海区海面利用協議会長の承認をあらかじめ受けた場合は、この限りでない。

## 2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までとする。

**内 水 面 漁 場 管 委 告 示**

## 島根県内水面漁場管理委員会告示第1号

第五種共同漁業権に係る平成29年度水産動植物の目標増殖量は次のとおりである。

平成29年3月31日

島根県内水面漁場管理委員会会長 重 本 吉 徳

## 1 水産動植物の放流量

魚種 放流量	あゆ	うなぎ	ふな	すずき	やまめ		わかさぎ	えび	もくずがに
	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	卵	卵	(kg)	(千尾)
河川名	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(万粒)	(万粒)		(kg)
内共第1号 宍道湖		20 600	80 2,000					3,100 200	
内共第2号 斐伊川	239 1,630	6 350	13 190		62 1,445				1 30
内共第3号 神戸川	835 3,500	20 500	4 40	1 10	28 900	5			15 300
内共第4号 神西湖			6 60					10	3 40
内共第5号 江の川	2,000 10,000	12 400		5 250	4 320				50 35
内共第6号 八戸川	335 2,800	3 80			25 300				
内共第7号 周布川	87 800	1 70			10 700				
内共第8号 三隅川	120 563	2 50			3 80				1 50
内共第9号 高津川	800 3,200	2 100			90 1,800				10 1
総計	4,415 22,493	65 2,150	103 2,290	6 260	222 5,545	5	3,100	210	80 456

## 2 産卵場の造成面積

(面積：m<sup>2</sup>)

免許番号 河 川 名	魚 種	あゆ	うぐい	おいかわ (はえ)	こい
内共第 2 号 斐伊川			55		9
内共第 3 号 神戸川		2,000			
内共第 5 号 江の川				3,000	
内共第 8 号 三隅川		600			
内共第 9 号 高津川		2,000		500	

### 内 水 面 漁 場 管 委 指 示

#### 島根県内水面漁場管理委員会指示第29－1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおり指示する。

平成29年 3 月 31 日

島根県内水面漁場管理委員会会長 重 本 吉 徳

#### 1 制限の内容

公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病が発生している又は発生している疑いがあると、島根県知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、こいの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。）においては、島根県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出してはならない。ただし、区画漁業権漁場からの持出し、検査を行うための持出し及び焼却、埋却等処分するための持出しは除く。

この場合、島根県知事は、当該水系の範囲について速やかに公表するものとする。

#### 2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月 31 日までとする。

#### 島根県内水面漁場管理委員会指示第29－2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、あゆの繁殖保護を図るため次のとおりあゆの採捕を禁止する。

平成29年 3 月 31 日

島根県内水面漁場管理委員会会長 重 本 吉 徳

禁 止 す る 河 川	禁 止 す る 期 間
田儀川及び小田川	平成29年から平成31年の毎年 5 月 20 日から 6 月 20 日まで。ただし、手釣り及びさお釣りを除く。
益田川（益田市昭和町昭和橋下流端から同市乙吉町雪舟	平成29年から平成31年の毎年10月 6 日から11月30日まで

橋下流端まで)